

令和8年2月5日

公告 第 08 - 01 号

キューピー・アヲハタ健康保険組合
理事長 久保 薫



健康保険法第3条第4項の規定による被保険者(任意継続被保険者)の標準報酬について、同法第47条の規定に基づき、当組合における令和7年9月30日現在全被保険者の同月の標準報酬を平均した額、および当該額を報酬月額とみなした場合の標準報酬は下記のとおりであるので公告する。

記

(1) 平均標準報酬月額	333,522 円
(2) 標準報酬月額	340 千円
(3) 適用年月	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

以上

◆令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬
「資格喪失時の標準報酬月額」と「340千円」を比べて、いずれか低い方の額が
任意継続被保険者での標準報酬となります。